

消 防 危 第 23 号  
令和 8 年 2 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿  
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 15 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるところに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正内容に関する事項

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号）において、4-〔2-（4-ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含む製剤（4-〔2-（4-ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン 19.4%以下を含むものを除く。）を、新たに消防活動阻害物質に加えること。

### 第二 施行期日に関する事項

改正省令は、令和 8 年 3 月 31 日から施行すること。

(連絡先)  
消防庁危険物保安室  
担当：石野、鈴木  
TEL : 03-5253-7524  
E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp